大師支所（川崎市川崎区東門前二―一―一）
田島支所（川崎市川崎区鋼管通二―三―七）
幸区役所（川崎市幸区戸手本町一―一―一）
日吉出張所（川崎市幸区南加瀬一―七―一七）
中原区役所（川崎市中原区小杉町三―二四五）
横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課（横浜市中区港町一―一関内中央ビル八階）
鶴見区役所（横浜市鶴見区鶴見中央三―二〇―一）
神奈川区役所（横浜市神奈川区広台太田町三―八）
東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課（新宿区西新宿二―八―一第二本庁舎八階）
大田区環境清掃部環境保全課（大田区蒲田五―一三―一四）
大森東特別出張所（大田区大森南四―九―一）
大森西特別出張所（大田区大森西二―三―三）
入新井特別出張所（大田区大森北一―一〇―一四）
馬込特別出張所（大田区中馬込三―二五―五）
池上特別出張所（大田区池上一―二九―六）
新井宿特別出張所（大田区中央四―三一―一四）
嶺町特別出張所（大田区田園調布本町七―一）
田園調布特別出張所（大田区田園調布二―二〇―一六）
鵜の木特別出張所（大田区南久が原二―三〇―五）
久が原特別出張所（大田区久が原四―一二―一〇）
雪谷特別出張所（大田区東雪谷三―六―二）
千束特別出張所（大田区南千束二―一六―一九）
六郷特別出張所（大田区仲六郷二―四二―二）
矢口特別出張所（大田区矢口二―二一―一四）
蒲田西特別出張所（大田区西蒲田七―一二―七）
蒲田東特別出張所（大田区蒲田本町二―一―一）
糀谷特別出張所（大田区西糀谷二―一四―一三）
羽田特別出張所（大田区羽田一―一八―一四）
品川区都市環境事業部環境課（品川区広町二―一―三六）
大井第一地域センター（品川区南大井一―一二―六）
大井第二地域センター（品川区大井二―二七―二〇）
大井第三地域センター（品川区西大井四―一―八）
八潮地域センター（品川区八潮五―一〇―二七）
品川図書館（品川区北品川二―三二―三）
荏原図書館（品川区中延一―九―一五）
東京電力㈱　神奈川支店（横浜市中区弁天通一―一）
東京電力㈱　川崎支社（川崎市幸区柳町一六）
東京電力㈱　川崎火力発電所（川崎市川崎区千鳥町五―一）

二、縦覧期間

平成二十五年一月十一日（金）～同年二月十一日（火）まで、閉庁日は除く。但し、当社の施設については、土曜日、日曜日、祝日を除く。

三、縦覧時間

自治体開庁時間による。但し、当社の施設については、午前九時から午後五時まで

お問い合わせ先

東京電力株式会社　環境部川崎地点環境調査グループ

TEL　〇三―六三七三―四五一八

（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前九時から午後五時まで）

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年一月十一日

株式会社七彩
京都市南区吉祥院中島町二九
代表取締役　山田三都男

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
ジャン・ピエール・ダルナ　東京都世田谷区世田谷一―二〇―一〇　向井良吉方	普通株式　百株券二枚	D二五五～二五六

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成25年1月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社招商国際　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－6318号　④株式会社招商国際　東京都港区芝大門二丁目4番5－208号　代表取締役　木村里恵　⑤本社営業所　東京都港区芝大門2－4－5－208号　⑥平成22年5月13日　⑧平成24年11月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区芝大門二丁目4番5－208号　株式会社招商国際　代表取締役　木村里恵

B　①プラスワン、トラベル　②第3種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第3－2443号　④鷲見文子　大阪府枚方市香里ケ丘11丁目2番13号　⑤本社　大阪府枚方市香里ケ丘11－2－13　⑥平成19年12月13日　⑧平成24年12月13日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府枚方市香里ケ丘11丁目2番13号　鷲見文子